



愛知労働局発表  
平成28年6月27日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部安全課  
安全課長 三好 了  
安全専門官 蓑津智行  
電話 052-972-0255 (安全課直通)

報道関係者 各位

**爆発災害防止にかかる総点検を要請  
～本日、3つの関係事業者団体に文書要請を実施～**

愛知県下で本年1月及び5月、可燃性ガスを燃焼させた熱を用いて炉を高温にする設備(以下、乾燥設備等という)において、爆発災害が発生しました。この2つの爆発災害の原因としては、換気作業の未実施、作業員への作業手順の教育不足、設備の安全装置等の不足等が考えられます。

そこで、愛知労働局(局長 木暮康二)では、これら爆発災害防止のポイントを中心とした「乾燥設備等の爆発火災災害防止総点検表」を用いて、安全週間に向けて、乾燥設備等を設置している事業者が多く加盟している事業者団体(愛知県工業塗装協同組合、愛知県鍍金工業組合)に対して、加盟事業場に爆発災害の再発防止のための総点検の実施を要請しました。

なお、本年6月には非鉄金属精錬業において、集塵ダクト内で小爆発が発生する災害が発生していますことから、愛知労働基準協会を通じて、乾燥設備等を有していない事業者にも幅広く総点検の実施を要請しました。

要請を行った事業者団体

公益社団法人愛知労働基準協会

愛知県工業塗装協同組合

愛知県鍍金工業組合

平成28年 6月27日

3団体 へ

愛知労働局長

### 乾燥設備等の爆発災害防止にかかる総点検について

日頃から労働行政につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成27年の愛知県内の労働災害による死亡者数は48人と過去最少を記録し、死傷災害についても6,349人と対前年比354人の減少であったところですが、本年3月頃から労働災害が増加傾向にあります。

また、本年1月と5月には当局管内の製造業において、可燃性ガスを燃焼させた熱を用いて炉を高温にする設備（以下、乾燥設備等という）における爆発災害が発生し、一度に複数の労働者が被災しました。

このような状況を踏まえ、当局においては、全国安全週間にあわせて、乾燥設備等を設置していると思われる事業場に対して、非定常作業時の安全対策を含め、法令上の乾燥設備の該当の有無を問わず、爆発災害の再発防止のための総点検の実施を要請することとしました。

つきましては、貴団体におかれましては、この総点検の趣旨について御理解をいただき、添付の点検表を参考として設備や作業手順などの総点検の実施について、貴会員企業への周知並びに取組の要請等ご協力をよろしくお願いいたします。

## 乾燥設備等の爆発火災災害防止総点検表

( 法令上の乾燥設備の該当の有無を問わず、熱源を用いて火薬類以外の物を加熱乾燥する設備全般をいいます)

点検日時

1	設備の点検	点検結果	
	内面及び外面並びに内部のたな、わく等是不燃材の材料で造られているか	問題なし	要改善
	内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の有無	問題なし	要改善
	内部の温度を随時測定することができる装置および内部の温度を安全な温度に調節することができる装置、または、内部の温度を自動的に調整することが出来る装置が設けられているか	問題なし	要改善
	液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備等は、点火の際の爆発又は火災を防止するため、燃焼室、その他点火する箇所を換気することが出来る構造になっているか	問題なし	要改善
	乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉じんが爆発または火災の危険があるものを安全な場所へ排出することが出来る構造になっているか	問題なし	要改善
	危険物乾燥設備等の熱源として直火を使用していないか、危険物以外の場合には炎またははね火により乾燥物が燃焼しないような覆いや隔壁がついているか	問題なし	要改善
2	日常点検		
	使用前に掃除・換気をおこなっているか	問題なし	要改善
	乾燥に伴って生じるガス・蒸気又は粉じんを安全な場所へ排出できているか	問題なし	要改善
	乾燥物が容易に脱落しないような設備となっているか	問題なし	要改善
	あらかじめ燃焼室その他点火する箇所を換気した後に点火しているか	問題なし	要改善
	乾燥設備等に近接した箇所に、可燃性の物を置いていないか	問題なし	要改善
3	作業の安全衛生対策		
	(1) 作業規定の作成状況		
	定常作業にかかる作業方法および順序の決定とその周知が出来ているか	問題なし	要改善
	設備責任者の選任とそのものによる作業指揮がなされているか	問題なし	要改善
	作業手順どおりに作業が行われているか	問題なし	要改善
	異常な事態への対応マニュアルの整備等の緊急体制の確立がなされているか	問題なし	要改善
	(2) 修理・改修等の非常作業の安全衛生対策の実施状況		
	非常作業にかかる作業方法および順序の決定とその周知が出来ているか	問題なし	要改善
	特に、エアパージの場所・タイミング・換気量は適正か	問題なし	要改善
	定期修理工事等に伴う、非常作業における当該作業従事者に対する安全衛生教育の実施	問題なし	要改善
	作業指揮者の選任とそのものによる作業指揮が徹底されているか	問題なし	要改善
	作業手順どおりに作業が行われているか	問題なし	要改善
4	安全衛生教育の実施		
	安全管理者・作業主任者等の管理監督者、危険有害業務従事者、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育の実施状況	問題なし	要改善
	作業規程についての教育(非常作業、異常な事態への対応を含む)がおこなわれているか	問題なし	要改善
	安全衛生教育の実施に係る規程の整備及び実施記録があるか	問題なし	要改善
	構内下請け事業場への指導援助として、下請労働者も含めた作業規程の教育・安全衛生教育が出来ているか	問題なし	要改善
5	リスクアセスメント・セーフティアセスメント等の実施		
	リスクアセスメントとその結果に基づく低減措置の検討・実施ができているか	問題なし	要改善
	機械メーカーによる設計・製造時のリスクアセスメントの結果及び残留リスクの情報提供をうけているか	問題なし	要改善
	災害事例、ヒヤリハット事例の収集・分析ができているか	問題なし	要改善